

平成31年（行ウ）第5号

被疑者松井一實には被選挙権が無いことの決定請求事件

被告 広島市選挙管理委員会

平成31年4月10日

広島地方裁判所民事第2部合2イ係御中

答弁書

広島市中区国泰寺1丁目6番34号

(送達場所) 広島市選挙管理委員会

電話番号 082(504)2513

ファックス 082(504)2519

委員長 二國 則昭

指定代理人 橋場 聡子



同 国府田 澄江



同 久保 正義



平成31年3月27日付け訴状訂正後の請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求をいずれも却下する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。

被告の主張

- 1 請求の趣旨第1項は、地方自治法第143条により被告に対して松井一實の被選挙権の有無の決定をせよとするものであるが、同条所定の決定をする権限は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会の自主的判断にゆだねられ、もっぱらその専権に属するものであり、同法条所定の決定は他からの申し立てをまたず当該選挙管理委員会の職権により行われるから原告のような当該普通地方公共団体の住民には申し立て権はない(大阪高等裁判所昭和54年7月27日第五民事部判決、判例タイムズ404号94頁)。よって、原告の訴えは不適法である。

また、仮に本件を行政事件訴訟法第3条第6項第1号の義務付けの訴えと解されたとしても、この訴えは同法第37条の2第3項に定められているとおり、「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者」に限り提起することができることとされているところ、原告にはその利益がないから不適法となる。ここで「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとされている。そして、地方自治法第143条第1項は、普通地方公共団体の長が被選挙権を有しなくなったとき又は同法第142条の規定に該当するときの失職ならびにその被選挙権の有無又は同条に該当するかどうかについて当該普通地方公共団体の選挙管理委員会が決定しなければならないと規定されている。この規定は、被選挙権を有しない者が普通地方公共団体の長という公の地位にとどまることは一般的公益に反するとの趣旨から定められたものであって、個々人の個別的利益の保護を目的としたものではない。したがって、原告は、前記の「決定」がなされるか否かについて、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそ

れのある者とはいえない。よって、原告の請求の趣旨のような申し立ては不適法である。

2 同第2項については、前記松井一實について選挙権ならびに被選挙権を有しないことの決定を求めるものであるが、公職選挙法に違反した場合に選挙権ならびに被選挙権を有するか否かについて、決定することは被告の権限ではなく、このような権限がないことについて被告に申し立てることは不適法である。

3 同第3項は、被告が平成31年4月7日執行の広島市長選挙の告示日以前に広島市長松井一實が被選挙権を有さないことを決定しなかった行為は公職選挙法第226条の選挙の自由妨害罪であり、被告の委員がその職務を怠り、その職権を乱用して選挙の自由を妨害したので、4年以下の禁錮に処する、に該当するというものであるとする。しかし、このような特定の行為が一定の犯罪に該当するか否かについて、被告は決定する権限はなく、このような申し立ては不適法である。

4 同第4項は、被告の委員長について第三者委員会の委員長を務めることを禁止するものであるところ、被告は、原告の主張する第三者委員会とは関係もなく、被告には同委員会について何らの権限もないため同項の申し立ては、不適法である。

5 以上のとおり原告の請求は、いずれも不適法であるから却下されるべきである。